

# 川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針

川崎市

# 目次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	1
第4	市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第5	市以外の者が整備する公共的建築物への誘導	3
第6	木材利用のPR及び普及の推進	3
第7	公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項	3

別表

## (趣旨)

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する指針（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るため、法第12条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。

## (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的建築物 公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。
- (2) 公共工作物 公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。
- (3) 公共建築物等 公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (4) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

## (市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りとする。

- (1) 公共建築物等における基本的事項  
ア 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

イ 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

(ア) 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

(イ) 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

ウ 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設定基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

(2) 民間建築物における基本的事項

市は、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

### （市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。

(1) 公共的建築物における木材利用

ア 木造化の推進

第3（1）ウの範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。

イ 木質化の推進

第3（1）ウの範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設定基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮した上で、木材利用を図る。

(3) 備品及び消耗品における木材の利用

公共的建築物において使用する備品及び消耗品については、木材を使用したものの利用の促進を図る。なお、川崎市グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものは、その判断の基準を満たす物品等の調達に努めること。

(4) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

(5) 公共的建築物において利用する木材の使用量

公共的建築物の新築又は改築の際には、法令の基準や安全性、維持管理等を考慮の上、別表 2 に定める量の木材の使用に努める。

**(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)**

第 5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第 3 (1) ウの範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第 4 に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

**(木材利用の P R 及び普及の推進)**

第 6 市は、建築物等において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材の P R 及び普及に努める。

**(公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項)**

第 7 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、国産木材の使用に努めつつも、世界貿易機関 (W T O) 政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。
- (2) 公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛かるライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

**附 則**

この方針は平成 26 年 10 月 24 日から適用する。

**附 則**

この方針は令和 5 年 4 月 18 日から適用する。

## 木材利用を促進すべき公共建築物等

第3（1）アの木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、地域みまもり支援センター等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

## 公共的建築物において利用する木材の使用量の目標

第4(5)の市が整備する公共的建築物の新築又は改築の際の木材使用量については、次の通りとする。

＜公共的建築物の新築又は改築の際の単位面積当たりの木材使用量＞

( $\text{m}^3/\text{m}^2$ )

用 途	目標値
<b>【学校（小学校、中学校）等】</b> 温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る施設	0.01
<b>【社会福祉施設（老人福祉施設、保育所）等】</b> 高齢者や乳幼児等への健康で温かみのある快適な空間の提供が望まれる施設	0.008
<b>【庁舎】</b> 広く市民の利用に供し、市民への普及効果が高い施設	
上記以外の公共的建築物	0.005

※ 市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、本目標に準拠し木材の利用に努めるよう、誘導する。